

同時発表：関東運輸局

令和4年2月14日

運輸審議会審理室

## 東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更の認可 申請事案に関する公聴会の公述人の選定結果及び進行予定について

令和4年3月1日に開催予定の標記事案に関する運輸審議会主宰の公聴会の公述人の選定結果、進行予定及び取材要領を公表致します。

運輸審議会は、令和4年1月12日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案を審議するに当たり、公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うために令和4年3月1日に東京都で公聴会を開催することとしておりますが、公述人の選定<sup>資料1</sup>、進行予定<sup>資料2</sup>、当日の取材要領<sup>資料3</sup>をそれぞれ決定しましたので発表致します。

なお、傍聴の申込みの受付は終了しました。公聴会のやりとりは後日、運輸審議会ホームページにて公開します。

運輸審議会は、公聴会後も引き続き複数回の審議を行い、公聴会で聴取した意見等の他、提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づき、答申を行う予定です。

※運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会です。個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会ホームページにて公表予定です。

※公聴会に出席される方々への新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、当初予定していた傍聴人の人数を減らして開催することにつきまして、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

当日は、運輸審議会審理室としましても、会場内における傍聴人の座席の間隔を空けて配置する等、できる限りの感染拡大防止対策を行いますので、公聴会に出席される方々におかれましても、会場へお越しになる際は、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコール等による消毒の徹底をお願いいたします。

また、会場にお越しになる前に、風邪の症状を自覚された場合、37.5℃以上の発熱がある場合、お体に強いだるさや息苦しさの症状が見られる場合、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等された場合、感染拡大している地域や国への訪問歴が2週間以内にある場合は、ご出席をご遠慮くださるようお願いいたします。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 町田、佐藤

(直 通) 03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 尾崎、石垣

(代 表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)

(直 通) 03-5253-8543

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更の  
認可申請事案に関する公聴会の公述人の選定結果

## ○申請者公述人

氏名	職業又は所属団体	賛否	年齢
わたなべ いさお 渡邊 功	東急電鉄株式会社 取締役社長	申請者	65 歳
しろいし ふみあき 城石 文明	” 取締役副社長		66 歳
こい ようすけ 小井 陽介	” 執行役員経営戦略部統括部長		55 歳
ごとう ゆういちろう 五島 雄一郎	” 経営戦略部総括課長		44 歳

## ○一般公述人

氏名	職業又は所属団体	賛否	年齢
かわい とおる 川合 徹	会社員	反対	63 歳

公述書は運輸審議会ホームページにて公開しています。  
([https://www.mlit.go.jp/page/unyu00\\_hy\\_000062.html](https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000062.html))

## 東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更の 認可申請事案に関する公聴会の進行予定

日 時：令和4年3月1日（火） 午後1時から  
場 所：中央合同庁舎第2号館 1階 低層棟共用会議室3A・3B  
（東京都千代田区霞が関2-1-2）

受付時間：12時30分から

- |     |                   |                                    |               |
|-----|-------------------|------------------------------------|---------------|
| (1) | 開会の挨拶             | 運輸審議会会長                            | 13:00 ~ 13:05 |
| (2) | 冒頭陳述              | 申請者（東急電鉄株式会社）※1<br>（申請の内容及び理由等の説明） | 13:05 ~ 13:30 |
| (3) | 一般公述              | 1名（15分）※2<br>（公募により選定された公述人の意見）    | 13:30 ~ 13:45 |
| (4) | 運輸審議会委員の申請者に対する質問 |                                    | 13:45 ~ 14:35 |
| (5) | 最終陳述              | 申請者（東急電鉄株式会社）※1<br>（事案全般を通じた意見等）   | 14:35 ~ 14:45 |
| (6) | 閉会の挨拶             | 運輸審議会会長                            | 14:45 ~ 14:50 |

なお、タイムスケジュールは当日の状況により、多少前後する場合があります。

### ※1 申請者公述人

氏名	賛否	職業又は所属団体
わたなべ いさお 渡邊 功	申請者	東急電鉄株式会社 取締役社長
他3名		

### ※2 一般公述人

氏名	賛否	職業又は所属団体
かわい とおる 川合 徹	反対	会社員

令和4年2月14日  
運輸審議会審理室

## 東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更の 認可申請事案に関する公聴会の取材要領

### 1 取材の申込

- 取材を希望される方は事前登録をお願いします。別紙の「運輸審議会公聴会取材登録用紙」に記載のうえ、以下の要領でお申し込みください。

**宛先** 次のメールアドレス宛 [hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp)  
**締切り** 令和4年2月21日(月)12時[必着]

- 登録は1社につき記者2名、テレビカメラ及びスチールカメラ等については1社につき2台までとさせていただきます。
- 申込数が多数の場合申込期限前に申込の受付を終了させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

### 2 取材当日の注意事項

#### (1) 受付関係

- 会場入口に報道関係者受付を設けます。入場の際、報道関係者受付名簿に会社名、当日の代表者の氏名及び人数をご記入願います。身分証明書の提示をお願いする場合がありますので、携行して下さい。

**受付開始時刻** 12時30分

- 会場内では受付でお渡しするリボンを見えるところ(左胸等)に付けて下さい。リボンは退場の際に必ず受付に返却して下さい。

#### (2) 撮影関係

- 撮影等に必要な電源は各自ご用意願います。
- 公聴会会場内においては、撮影可能場所(当日ご案内します。)以外での撮影はご遠慮願います。
- テレビカメラ等による動画の撮影は、公聴会開始から運輸審議会会長の開会の挨拶までとさせていただきます。それ以降の撮影はご遠慮下さい。スチールカメラ等による静止画の撮影は、公聴会終了まで可能とします。

#### (3) その他

- 公聴会開催前及び開催中は、運輸審議会委員、所管局及びその他の公聴会参加者に対する質問、その他の取材は一切お断りしますので、ご了承ください。
- 公聴会終了後に、運輸審議会会長に対する取材の場を設けます。詳細は当日ご案内します。

令和4年 月 日

国土交通省総合政策局運輸審議会審理室 宛  
(電子メールアドレス hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp)

## 運輸審議会公聴会取材登録用紙

(東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更の  
認可申請事案)

公聴会の取材について、会社名、当日の代表者氏名、参加する記者、カメラマン及びカメラクルーの氏名、電話番号並びに電子メールアドレスを記載の上、電子メールにて送信をお願いします。

**締切り** 令和4年2月21日(月) 12時 [必着]

(ふりがな)

○会社名

(ふりがな)

○氏名(代表)

(Oを付けてください。)

(記者、カメラマン、カメラクルー)

(ふりがな)

○氏名

(Oを付けてください。)

(記者、カメラマン、カメラクルー)

(ふりがな)

○氏名

(Oを付けてください。)

(記者、カメラマン、カメラクルー)

(ふりがな)

○氏名

(Oを付けてください。)

(記者、カメラマン、カメラクルー)

テレビカメラの持ち込み

なし・あり ( 台)

電話

電子メールアドレス

※頂いた情報は本件の連絡以外には使用しません。

【注意】 1社につき記者は2名、テレビカメラ及びスチールカメラ等は2台までとさせていただきます。